公益財団法人福島県生活衛生営業指導センター機関誌

生衛ふくしま

2024.5
VOL.169

●発行／(公財)福島県生活衛生営業指導センター　福島市三河南町1－20 コラッセふくしま7階　☎ 024－525－4085　FAX 024－525－4086

花見山（福島市）

〈169号の内容〉

- (公財) 福島県生活衛生営業指導センター理事長挨拶
- 福島県保健福祉部長の新任挨拶
- 福島県食品生活衛生課からのお知らせ
  「改正旅館業法が施行されました」
- 耳より情報「メードインふくしまロボット導入支援事業費補助金」
- 日本政策金融公庫からのお知らせ
- 生衛業経営者セミナーのご案内
- クリーニング師研修・業務従事者講習のご案内
- 人事消息

理事長挨拶

(公財)福島県生活衛生営業指導センター
理事長　菅野　豊

新緑の候、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

今年の正月に、石川県の能登地方を震度7の巨大地震が襲いました。建物の損壊はもちろん停電、断水、それに広域火災や度重なる余震などもあり、未だに多くの方が避難生活を強いられております。一日も早い復興が進むことを願うばかりです。

本県では、あの東日本大震災から13年が経過し、福島第1原発に溜り続けていたALPS処理水の海洋放出が、昨年8月からようやく始まりました。除染土の県外搬出につきましては先の見通しがつきませんが、今後、廃炉に向けて作業が着実に進められていくことを期待したいと思います。

一方、これまで我々の日常生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしてきた新型コロナウイルスでしたが、昨年5月から感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同等の5類に変更されました。今後は景気の回復を期待したいところですが、依然として続いている仕入れ価格の高騰や人手不足の問題など、生活衛生関係営業者にとっては極めて厳しい状況が続いており、国、県を始めとした広範な支援が必要になるものと思っております。

当指導センターでは経営相談業務の充実はもちろん、福島県や日本政策金融公庫との連携をより一層図りながら融資部門の充実にも努め、生衛業の皆様の応援団として頑張ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

新任のご挨拶

福島県保健福祉部　部長　三浦　爾

本年4月1日付け人事異動により、福島県保健福祉部長に就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

公益財団法人福島県生活衛生営業指導センター及び生活衛生関係営業者の皆様には、日頃から本県の生活衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

生活衛生関係営業は、私たちの日常生活に密着し、快適に生活する上で不可欠なものであります。生活衛生関係営業者の皆様におかれましては、物価・エネルギー価格の高騰、人口の減少や後継者不足、東日本大震災からの復興などの課題がある中、経営の健全化や衛生水準の維持向上に努められるとともに、県民に安心で快適なサービスの提供に取り組まれておられますことに、改めて敬意を表します。

また、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されましたが、終息はしておらず、季節性インフルエンザとの同時流行となるなど継続した感染対策が必要となっております。このような中、快適な環境を維持し、生活を向上させる皆様の活動は、まさに健康な県民生活を支える基盤であります。

県では引き続き、公益財団法人福島県生活衛生営業指導センター等との連携を図りながら、業界の振興や経営の健全化はもとより、衛生行政の推進を図るための各種施策を展開してまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

結びに、皆様のますますの御発展と御健勝を心からお祈りいたしまして、就任の挨拶といたします。

福島県食品生活衛生課からのお知らせ

令和5年12月13日から改正旅館業法が施行されました。

● 主な改正の内容

1　宿泊拒否事由の追加

営業者は、宿泊施設に加重な負担等なり、宿泊サービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返す迷惑客に宿泊を拒むことができることとされました。

(1)　新たな拒否事由に**該当する**ものの例
- ①　不当な割引、契約にない送迎等、過剰なサービスの要求
- ②　対面や電話等により、長時間にわたり、不当な要求を行う行為
- ③　要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不相当なもの（暴力、傷害、脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の要求等）

(2)　新たな拒否事由に**該当しない**ものの例
- ①　障がいのある方が社会の中にある障壁（バリア）の除去を求める場合（車椅子利用者がベッドに移動する際に介助を求めること等）
- ②　障がいのある方が障がいを理由とした不当な差別的取扱いを受け、謝罪等を求めること

2　感染防止対策の充実

(1)　営業者は、**特定感染症（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症等）の国内発生期間に限り**、宿泊者に対し、特定感染症の症状の有無等に応じて、必要な限度で、特定感染症の感染防止対策への協力を求めることができるとされました。

(2)　宿泊拒否事由の一つである「伝染性の疾病にかかっていると明らかにみとめられるとき」が「特定感染症の患者等」に改正されました。

3　差別防止の徹底等について

(1)　営業者は、**従業者に対し必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない**こととされました。

(2)　**宿泊しようとする者の状況等に配慮してみだりに宿泊を拒まないようにする**こととされました。

4　その他の事項

(1)　宿泊者名簿の記載事項について、「職業」が削除され、「連絡先」が追加されました。

(2)　事業譲渡について、事業を譲り受ける者は、承継手続きを行うことで、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとなりました。

（参考）　令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、**事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化**されました。

ご不明な点については、営業所を管轄する保健所にご相談ください。
なお、中核市（福島市、郡山市、いわき市）の施設は、各市の保健所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

県北保健福祉事務所	☎024-534-4304	＊	県中保健福祉事務所	☎0248-75-7820
県南保健福祉事務所	☎0248-22-5486	＊	会津保健福祉事務所	☎0242-29-5521
南会津保健福祉事務所	☎0241-63-0308	＊	相双保健福祉事務所	☎0244-26-1363
福島市保健所	☎024-597-6319	＊	郡山市保健所	☎024-924-2157
いわき市保健所	☎0246-27-8591	＊	県庁食品生活衛生課	☎024-521-7243

耳より情報!!

メードインふくしまロボットの導入を補助します！

『メードインふくしまロボット導入支援事業費補助金』〈福島県　次世代産業課〉

1　補助の概要

福島県では、メードインふくしまロボットの導入促進を図るため、福島県内で製造又は開発されたロボットについて、その導入に要する経費の一部を補助します。

○補助率　１／２

○補助上限額　**同一機種当たりの補助上限額合計　1,500万円**

○対象となるロボットの要件　以下の全てを満たすロボットが対象となります。

(1) **福島県内の事業所で製造※１又は開発※２されたロボットであること**

※１　福島県内の事業所で最終的な組み立て工程が行われていること（当該工程が軽微なものである場合を除く）

※２　福島県内に本社及び当該ロボットの主要開発拠点を有していること

(2) **福島県内で自らの事業活動のために活用することを目的として導入するロボット**

(3) **本事業における「メードインふくしまロボット」であること**

※メードインふくしまロボットカタログ「ふくロボ」に掲載があるロボットについては、補助対象ロボットとなります（カタログ掲載の製造事例は対象から除きます）。

掲載がなくても、上記(1)～(3)の条件を満たすロボットであれば補助対象となります。

※ソフトやシステムのみではなく機械（実機）を伴うものであること。

清掃ロボット MB-CL02

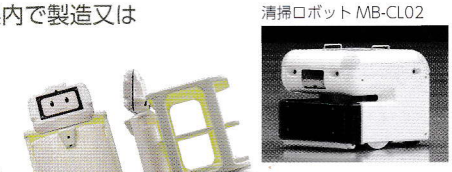

2　募集期間

令和６年４月１８日（木曜日）～令和６年１２月１３日（金曜日）

（予算上限に達した場合には、募集期間内であっても、受付を締め切る場合があります。）

3　補助内容、応募方法

本事業は、公益財団法人　福島イノベーション・コースト構想推進機構に委託して実施しますので、申込方法などの詳細は、同機構ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】（福島県より事業受託）

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構　事業部　連携課

〒975-0036　福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83　Tel 0244-25-2474　Fax 0244-25-2479　E-mail robot2@fipo.or.jp

出典：福島県ホームページ（https://www.pref.fukushima.lg.jp）より加工して作成

ご相談は、日本公庫国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業
https://www.jfc.go.jp/

お問い合わせ先（ナビダイヤル）

福島支店	0570-008503	福島市栄町６－６（福島セントラルビル）
いわき支店	0570-008545	いわき市平字菱川町１－５
会津若松支店	0570-009386	会津若松市中町２－３５
郡山支店	0570-009629	郡山市清水台１－６－２１（山相郡山ビル）

令和6年度　生衛業経営者セミナー（生活衛生同業組合役職員等研修会）のご案内

生活衛生営業関係事業者の方ならどなたでも参加できます!!

と　き：令和6年7月22日(月)　13時25分～
ところ：コラッセふくしま4F　多目的ホール（福島市三河南町1-20）

テーマ：第1部　日本銀行福島支店長の経済講演
「福島県経済の現状と活性化に向けて」

第2部　「AIと人の協働　生衛業者の課題解決」
福島大学　共生システム理工学類　教授　樋口良之 氏

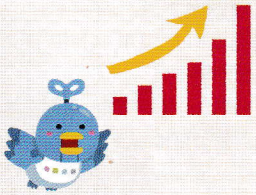

～クリーニング師研修・業務従事者講習開催のご案内～

福島県生活衛生営業指導センターでは、クリーニング業法で規定されているクリーニング師研修及び業務従事者（クリーニング師の資格は有していないものの業務に従事している方）を対象とした講習を開催しています。

当該研修等は、3年に一度受講することが義務付けられており、内容は3年ごと見直されます。

令和6年度は、郡山市保健所及び県中・県南保健所管内のクリーニング所に従事する方を対象に、実施いたします。

開催月日、会場等につきましては現在調整中ですが、決定次第当指導センターのホームページに掲載しますので、ご確認ください。なお、対象地区のクリーニング所へは、受講案内をお送りいたします。

人　事　消　息　（令和6年度新任者）

福島県（キャップ以上）

所　属	職　名	氏　名	旧　所　属	職　名
保健福祉部	部長	三浦　爾	病院局	局長
	政策監	根本　和代	美術館	館長
食品生活衛生課	課長	遠藤　昌彦	県北保健福祉事務所	生活衛生部長
	主幹兼副課長	志賀臣一郎	福島南高等学校	主幹兼事務長
	主任主査（環境衛生）	佐藤　和生	県北建設事務所	総務部行政課主任主査
	主任主査（食の安全）	阿部　雄一	相双保健福祉事務所	生活衛生部衛生推進課主任主査
	主任主査(水道)	厚海　亮	食品生活衛生課	主査（キャップ）
県北保健福祉事務所	所長	小谷　尚克	会津保健福祉事務所・南会津保健福祉事務所	所長
	副所長兼総務企画部長	古内　忠信	健康づくり推進課	総括主幹兼副課長
	生活衛生部長	海老名裕二	県南保健福祉事務所	生活衛生部長
県中保健福祉事務所	所長	小林　孝	私学・法人課	課長
	副所長	堀切　将	相双保健福祉事務所	副所長
	生活衛生部衛生推進課長	門馬　直太	食品生活衛生課	主任主査
	生活衛生部衛生推進課主任主査	鈴木　昭彦	県中保健福祉事務所	主査（キャップ）
県南保健福祉事務所	副所長兼総務企画部長	影山　剛	県南地方振興局県民環境部	部長
	生活衛生部長	伊藤　隆	県南保健福祉事務所	生活衛生部副部長
	生活衛生部副部長	大越　英明	県中保健福祉事務所	生活衛生部衛生推進課長
	生活衛生部衛生推進課主任主査	本郷　貴胤	県南保健福祉事務所	主査（キャップ）
会津保健福祉事務所	所長	笹原　賢司	県中保健福祉事務所	所長
	主査(キャップ)	遠藤　智一	会津保健福祉事務所	主査
南会津保健福祉事務所	所長	笹原　賢司	県中保健福祉事務所	所長
	生活衛生部長兼衛生推進課長	橋本　正行	福島市保健所	衛生課長
相双保健福祉事務所	所長	寅磐　進	職員業務課	主幹兼副課長
	副所長	安達　優真	県中保健福祉事務所	科長
	生活衛生部副部長	谷　枝織	食肉衛生検査所	業務課長
	主査(キャップ)	柏木　佳子	県中保健福祉事務所	主査

福島市保健所（係長以上）

所　属	職　名	氏　名	旧　所　属	職　名
保健所	副所長兼保健総務課長	澁谷　均	福島市商工観光部企業立地課	課長
保健所衛生課	衛生課長	木幡　裕信	福島県衛生研究所微生物課	課長
	主任技査兼生活衛生係長	渡辺　有	保健所衛生課	係長
	食品衛生係長	八巻　裕一	保健所衛生課	技査

郡山市保健所（係長以上）

所　属	職　名	氏　名	旧　所　属	職　名
保健所	理事兼次長	半澤　正幸	保健所	次長兼総務課長

いわき市保健所（係長以上）

所　属	職　名	氏　名	旧　所　属	職　名
保健所生活衛生課	課長	野口　秀幸	いわき市医療センター情報システム管理室	室長
	主任主査兼動物愛護係長	伊藤　好康	環境企画課	環境企画係長
	専門獣医技師	今成　勇一	保健所生活衛生課	専門獣医技師兼動物愛護係長

日本政策金融公庫　国民生活事業（令和6年4月1日付人事異動　課長以上）
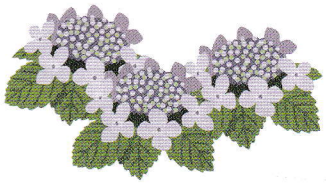
所　属	職　名	氏　名	旧　所　属	職　名
いわき支店	支店長兼事業統轄	新谷　宜史	舞鶴支店	支店長兼事業統轄
会津若松支店	融資課長	原田　幹夫	札幌支店